

会 議 録

☐全部記録 ☒要点記録

1	会 議 名	第 1 回姫路市新美化センター整備基本計画検討委員会
2	開催日時	令和 6 年 7 月 2 9 日（月曜日） 1 4 時 0 0 分～1 5 時 3 5 分
3	開催場所	姫路市役所北別館 2 階 中会議室
4	出席者又は欠席者名（敬称略）	（出席者）伊藤和宏委員、岩田稔恵委員、奥勇一郎委員、合田勝彦委員、田中洋子委員、 中川公恵委員、長田秀人委員、西村正喜委員、ハウレット正美委員、三枝由季委員、 八鍬浩委員、吉原福全委員 （欠席者）小島理沙委員、花嶋温子委員、渡辺信久委員 （事務局）姫路市長、農林水産環境局長、環境事業推進室長、環境事業推進室主幹 2 名、 リサイクル課長、環境事業推進室 6 名、委託業者 2 名
5	傍聴の可否及び傍聴人数	傍聴可、傍聴人 3 名
6	議題又は案件及び結論等	1 姫路市新美化センター整備基本構想について【説明】 2 検討委員会の審議スケジュールについて 3 姫路市新美化センター整備基本計画（案）について 4 技術専門部会の設置と部会委員の選任について 5 次回の検討委員会の開催について
7	会議の全部内容又は進行記録	詳細は別紙参照

第1回姫路市新美化センター整備基本計画検討委員会 会議録（内容）

- 1 委員紹介
- 2 委員長・副委員長選出
- 3 市長挨拶
- 4 諮問

「姫路市新美化センター整備基本計画」の策定について

5 議事

- （1）姫路市新美化センター整備基本構想について【説明】
- （2）検討委員会の審議スケジュールについて
- （3）姫路市新美化センター整備基本計画（案）について
 - ア 基本計画の構成（案）について
 - イ 整備基本計画の背景及び目的
 - ウ ごみ処理の現状及び課題の整理
 - エ 計画条件
 - （ア）建設地の立地条件
 - （イ）施設整備に係る法規制の状況
 - オ 最新の処理技術等の動向調査
- （4）技術専門部会の設置と部会委員の選任について
- （5）次回の検討委員会の開催について

会議の記録

●委員長・副委員長選出

委員の互選により委員長、副委員長は次のとおりとする。

委員長 吉原委員、副委員長 長田委員

●議事

議事（1）姫路市新美化センター整備基本構想について、事務局より説明。

【質疑応答・意見等】

特になし。

議事（２）検討委員会の審議スケジュールについて、事務局より説明。

【質疑応答・意見等】

委員長：第２回委員会の現地視察先の案として、新美化センター建設予定地である旧南部美化センターとエコパークあぼしの環境楽習センターとされたが、エコパークあぼしの環境楽習センターを新しい美化センターで更新する予定なのか。

事務局：エコパークあぼし自体が数年後に長寿命化工事を検討している。その時に環境学習機能をどうするのかも併せて考えていく必要がある。

委員長：環境楽習センターも含めたエコパークあぼしを見学する案のほか、高砂のエコクリーンピアはりまを見学する提案もあったが、どちらがいいか。

委員：エコパークあぼしは別の委員会で一度見学しているので、個人的には他の施設を見学した方が有意義である。

委員：建設予定地を見学することが一番大切かと思う。旧南部美化センターの用地を見たうえで周辺の状況も含めてどのように考えていくかというのは、審議に役立つのではないかと考える。

委員長：旧南部美化センター、エコパークあぼし、エコクリーンピアはりま、３つの施設すべてを見学するのはスケジュール的に難しいか。

事務局：旧南部美化センターでは施設周囲を見学し、他の施設も中を見学をすると考えると、１日で３カ所視察するには少し時間が足りない。

委員長：旧南部美化センターを見学した後、希望に沿ってエコパークあぼしとエコクリーンピアはりまに分かれて見学するのはどうか。

事務局：各委員に希望をとり、旧南部美化センターを見学後、２グループに分かれる方向で調整する。

委員長：エコパークあぼしの長寿命化工事にあわせて環境楽習センターの更新も検討しているとのことだが、新しい美化センターには環境学習施設は新設しないということか。

事務局：新しい施設にこれまでにない要素があり、現存の環境楽習センターとは違う機能を持たせることができるのであれば設ける意義があるが、同じような内容であれば二つあっても仕方ないという考えもある。今後、検討を進める中で意見をいただきたい。

委員長：エコパークあぼしは、シャフト式の熔融で処理するのに石炭を使用している。今、環境学習でも、これから CO2 排出規制があつて 2050 年にはカーボンニュートラルの実現を目指すとしている。そういう意味でも、新しい施設では石炭が使用しづらくなってくるので、新しい情報を含めるという意味では、新しい施設に環境楽習センターを移設する検討も必要と考える。また、様々な立場で見たい施設も違うので、見学場所は２つあっても良いと思う。

その他３～７回の委員会スケジュールについて、何か意見等はあるか。

委員：委員会の開催は全7回で固定か。それとも柔軟に対応し回数の増減も考えているか。

事務局：進捗状況や定足数もあるので、調整しながら柔軟に対応していきたい。

委員：令和7年6月の答申の期限は決まっているのか。

事務局：可能な限り予定どおりのスケジュールとしたいが、1歩ずつ順に審議を重ねた結果が答申という形になるので、目標として6月と示しているが、柔軟に対応していきたい。

委員：第2回の視察場所をエコパークあぼしかエコクリーンピアはりまにするかは、今ここで決定するのか。

事務局：欠席の委員も含めた委員全員に、改めてメール等で希望を伺う。

委員：個人的にはエコクリーンピアはりまの見学を希望する。本日の欠席は3名だけなので、この場で決めることができるのではないかな。

事務局：次回第2回については、議事（5）で決定を考えていたが意見が出たので、ここでどちらを視察先にするか多数決をとるのではなく、希望に沿って2ルートに分かれて視察を行うことで調整することとしたい。

委員一同：（異議なし）

議事（3）姫路市新美化センター整備基本計画（案）について

ア 基本計画の構成（案）について、事務局より説明。

【質疑応答・意見等】

委員：整備基本計画の構成案について、他都市を参考にしたと言われていたが、どの自治体を参考にしたのか。

事務局：県内でも様々な自治体のごみ処理施設の検討を進めているので、特定の自治体ではなく複数の自治体の計画の構成などを参考とした。

委員：このような計画は、どこの自治体でも作られているのか。

事務局：ごみ処理施設を整備するにあたり、大概の自治体が整備基本計画を策定し、その計画に基づいて建設工事の発注の仕様を決定していくという形で進めている。計画の策定には、本市のように附属機関を設置する場合と庁内の組織で検討する場合の2つの方法が多く、県内では尼崎市や西宮市、宝塚市などが本市より少し先行して整備を進めている。

委員：後ほど自分でも調べてみたいと思う。

委員：資料4の①の太字の項目を本日の第1回委員会で審議するという説明だったが、第1回で具体的中身までを審議するのか。それとも第1回では項目立てのみで、中身については次回以降に審議するのか。

事務局：太字の項目については、この後の議事3（イ）以降で説明するが、基本的には第1回で固め

ていきたいと考えている。中でも「背景及び目的」や「本市におけるごみ処理の現状及び課題」については、基本構想の段階で一度整理している事項であり、建設地の立地条件や施設整備に係る法規制条件については、法律により定まっている事項であるため、第1回で中身まで固めたいと考えている。「第4章 最新の処理技術等の動向」については、最新事例の紹介である。太字の項目は今回確認いただき、当然今日で最終確定ではなく、後日意見を伺う機会も設けるが一旦固めたい。

議事（3）姫路市新美化センター整備基本計画（案）について

- イ 整備基本計画の背景及び目的
 - ウ ごみ処理の現状及び課題の整理
 - エ 計画条件
 - オ 最新の処理技術等の動向調査
- について事務局より説明。

【質疑応答・意見等】

委員：資料6の表5について、これは行政が月2回とか回収しているごみのことだと思うが、例えばコープやイオンのように資源ごみを回収しリサイクルを行っている民間業者があるが、それらの分は含めていないのか。

事務局：ご質問のとおり、現状の姫路市の家庭ごみの収集及び運搬の体制を記載している。民間業者で回収している分については、この中には含めていない。

委員：新プラスチック法の努力義務について、行政が回収する分だけで考えてしまうと、市民が一生懸命、コープやイオンに運んだ分がカウントされず非常に残念な気がするので、それらも含めて努力義務を達成したという評価にした方がいいのではないのか。

事務局：今回はごみ処理施設の整備計画を検討するので、新プラスチック法第6条の努力義務を果たす、つまり家庭から出る可燃ごみの中からどのような方法でプラスチック製品を回収していくかを課題としている。事業所から排出されたものについては、産業廃棄物となり処理先が異なる。

委員：そうすると今回の委員会で検討すべき範囲は、可燃系の家庭ごみに限定した内容で、民間業者がリサイクルしたものは除外して考えるということか。

事務局：ごみの減量という意味で重要な事項だが、今回は新たに建設するごみ処理施設のごみ処理量、つまり施設規模を検討していく中での話なので、新プラスチック法の影響としては、家庭ごみに限定したものと考えている。

委員：設備の考慮範囲としては、産業廃棄物の処理も含めた量として検討する必要があるのか。

事務局：今回はあくまで一般廃棄物の処理施設なので産業廃棄物は含めない。

委員長：事業系の一般廃棄物は搬入されているので対象になるのではないか。

事務局：事業所からのプラスチックは産業廃棄物となるため、美化センターには搬入されてこないという意味である。

委員長：先ほど意見のあった、民間業者が回収したプラスチックは含めないという話であったが、実際は「ごみ減量化委員会」等で検討されていると思う。様々な場所で聞かれることがあるので、各事業所に問い合わせて把握はしておいた方が良い。分からないという回答もあるが、答えてくれるところも結構ある。

委員：2点質問がある。1点は高砂の施設は最新の処理技術等の動向調査のごみ処理方式のどれに該当するかということ。もう1点は、資料4の整備基本計画の構成のところで、第4章（4）にCCUS等とあり、第7章の（2）にCCUS等と2つ出てくるが、その関係はどのようになっているか。

事務局：1点目の質問については、大きく分けると焼却方式のストーカ式というカテゴリーになるが、メーカーによって特徴がいろいろある。事例で載せているのは、順番にごみを移送する階段型ストーカだが、高砂市の施設は円形の丸い回転式ストーカを回転させ、ごみを回しながら移送していく方式で、大きく分けるとストーカ方式の一種である。2点目の質問について、4章では全国的な事例を整理し、7章では今後、本市の新美化センターで採用される処理方式にあったCCUSを可能かどうかも含めて検討していきたい。

委員長：資料7の新しい施設の建設予定地については、海拔はどのくらいか。

事務局：おそらく5mもない。

委員長：具体的な数値をまた教えてほしい。確認だが、南海トラフも含めて0.3～3m未満の浸水想定区域に該当しているということか。

事務局：そのとおり。

議事（4）技術専門部会の設置と部会委員の選任について

ごみ処理方式や余熱利用計画、災害対策等、技術的な知識を要する事項について、技術専門部会を設置して審議を付託する。

技術専門部会の委員は次のとおりとする。

伊藤委員、八鍬委員、渡辺委員、吉原委員

【質疑応答・意見等】

委員一同：（異議なし）

議事（５）次回の検討委員会の開催について
議事（２）で審議済。

以上